

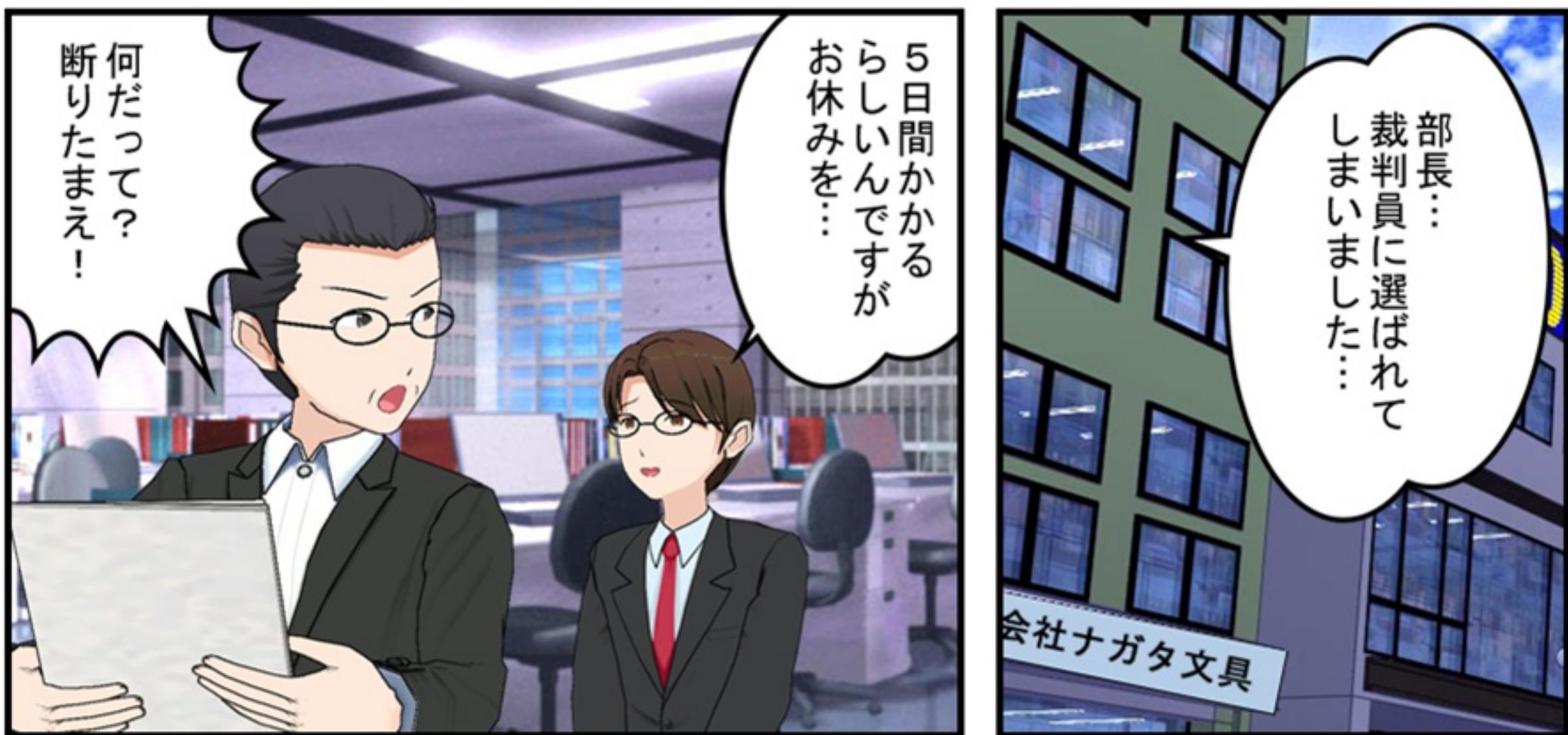
ムーがでわかる！

# 労 働 法

## 第3回 裁判員に選ばれた！

監修・構成：弁護士 橋本 拓朗  
弁護士 越川美紗子

©弁護士法人リバーシティ法律事務所



©2012弁護士法人リバーシティ法律事務所

労働基準法には  
このように  
定められています

### 労働基準法第7条

使用者は、労働者が労働時間中に選挙権その他公民としての権利を行使し、または公の職務を執行するため必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない



請求された日に  
休みを与えない  
ければなりません

裁判の日は  
決まっているので  
年休のような  
会社の変更権はなく



裁判員としての  
職務は  
公の職務に  
あたりますね



解雇などの  
不利益取り扱いを  
禁止しています！

ちなみに  
裁判員法百条は



### 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（裁判員法）100条

労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことその他の裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員もしくは裁判員候補者であることまたはこれらの者であったことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない

